

令和 7 年度

施 政 方 針

伊 佐 市 長

令和 7 年度の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年 11 月の市長選挙において、再び市民の皆様のご支持をいただき、引き続き市政を担う大役を務めさせていただくことになりました。改めて、果たすべき責任の重大さに身の引き締まる思いを感じています。市政発展のために、粉骨碎身の覚悟で頑張ります。

1 はじめに

令和 6 年 11 月に発足した第 2 次石破内閣は、「日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創っていくことを目指す」とし、そのための取組として、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」、「国民の安全・安心の確保」の 3 本の柱で構成する経済対策を打ち出しました。

具体的には、エネルギーコストの上昇に強い経済社会の構築、避難所環境の整備などを含む防災・減災及び国土強靱化、こども子育て支援や女性・高齢者の活躍・参画の推進など「誰一人取り残されない社会」の実現に向けた取組などが示されています。また、「地方こそ成長の主役である」とし、地方が人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、地域の産官学金労言と連携し、ICT の技術も活用しながら取り組む、新たな地方創生の施策「地方創生 2.0」を起動するなど、日本の活力を取り戻すため、国は、今後益々地方自治体の役割が重要になると考えています。

本市においても、人口減少や過疎・高齢化の進行により、地域社会の担い手不足といった課題が深刻化し、生活サービスの維持・確保に影響が出つつあり、地方創生に関する取組はこれまで以上に求められています。

そのような中、長年の悲願であった「伊佐・湧水地区特別支援学校」が、旧大口南中学校跡に分置されることが県において決定し、令和 11 年度の開校を目指し動き始めました。それに先立ち、市では、令和 7 年度に、同敷地内に、「大口子育て支援センター（ルピナス）」及び「（仮称）子ども第三の居場所」を併設することとしており、関連の就業環境の確保や交流人口の増加といった面においても地方創生に大きく寄与することが期待されます。

また、子育て支援の在り方について、検討を重ねながら特別支援学校との一体的な連携を図ってまいります。

その他にも、「教育日本一」を目指した取組をはじめ、基幹産業の支援、移住定住の促進、観光振興、医療・福祉・介護サービスの充実、防災・減災・国土強靱化など、これまでの様々な取組を継続するとともに、SDGs の達成に向けた取組も視野に入れ

ながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指してまいります。併せて、令和 8 年度に完成予定の新庁舎建設などの大型事業を着実に進めるとともに、本市が安定的な行政運営を行うための行財政改革も引き続き推し進めながら、市民の皆様 の生活を守ってまいります。

本市のまちづくりの将来像である「笑顔あふれ、一人ひとりが、幸せ感じるまち」 となるよう、市民の皆様と一体となって、しっかりと取組を進めてまいります。

2 主要施策等の概要

あらゆる世代の皆様が、いつまでも住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくり の取組の主なものについて、総合振興計画基本構想に掲げる施策体系に沿って説明 申し上げます。

基本目標 1 は、「笑顔で創る明るいまち」です。

地域の基礎組織である自治会や校区コミュニティ協議会における地域活動では、 防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍 いただいております。

令和 7 年度からは、新たに、取組主体となる地域運営組織の活性化に必要なサポー トを行う「地域支援員」を導入するなど、今後も地域の主体的な活動が活発になるよ う持続可能な組織づくりに対し支援してまいります。

人権啓発の推進については、全ての人びとがしあわせに暮らせるよう理解と認識 を深める取組を強化するとともに、人権相談、法律相談等において適切な相談対応を 図ってまいります。併せて、全ての人がお互いを尊重し合い、多様な価値観を認め合 える社会の構築に向けた啓発を推進してまいります。

基本目標 2 は、「安心して子育てができるまち」です。

子育て支援については、令和 7 年 4 月受診分から、子ども医療費の対象年齢をこれ までの 15 歳到達の年度末から 18 歳到達の年度末までに拡充し、あわせて窓口負担 の生じない現物給付方式を導入することで、必要な受診が適時行われるよう支援し てまいります。

また、冒頭に少し触れましたが、旧大口南中学校跡に「大口子育て支援センター(ル ピナス)」及び「(仮称)子ども第三の居場所」を併設することで、親子で安心して訪 れ交流できる場や将来の自立に向けて「生き抜く力」を育むことを目的とした児童育

成の場として、相互に連携し用途を拡充することで交流拠点としての整備を図ってまいります。

放課後児童健全育成事業に関しては、必要に応じて効果的な利用が推進されるよう放課後児童クラブの保護者負担金軽減を継続するとともに、利用者の環境を整え、子育て支援の充実を図ってまいります。

保育事業に関しては、病児・病後児保育事業を再開し、保護者負担金の軽減を行いながら、保護者の就労を支援してまいります。

このほか、地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、地域産科を支援する取組や妊娠期から出産・子育てまでを通じた相談支援と併せて経済的支援を一体的に行う伴走型相談支援など、これまでの取組も継続してまいります。

本市はこれまで、市民の皆様をはじめ、医療、福祉、教育の各分野の方々と手を繋ぎ協力してきた基盤があります。引き続き、それぞれの強みを生かした子育て支援を伊佐らしく推進してまいります。

基本目標 3 は、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」です。

令和 7 年度から令和 11 年度までの「伊佐市教育大綱」及び「第 2 次伊佐市教育振興基本計画（前期計画）」の基本目標として「『伊佐のふるさと教育』の推進」、「地域と学び、未来を創る人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」を掲げており、その実現に向けて様々な取組を進めてまいります。

情報活用能力を育成するため、令和 3 年度から本市において GIGA スクール構想がスタートし、1 人 1 台端末の実現をはじめ ICT 環境整備を進めてきました。令和 7 年度は端末更新が必要なことから、全児童生徒分の更新を円滑に行い、情報教育が後退することのないように環境整備を図ってまいります。

この端末を利用した学習の一例として、昨年度は教育版マインクラフトを活用し、各校区の魅力や課題について SDGs と絡めながら探究を行う取組を 9 つの小中学校で実施しており、令和 7 年度からはこの取組を 16 校全ての学校で展開するなど ICT 教育の拡充を図ってまいります。

特別支援教育については、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、産官学連携等による就学・進学時や、卒業後の切れ目ない支援の推進などに引き続き取り組んでまいります。

また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、新しくできる県立特別支援学校との連携強化に努めます。

社会教育については、市民の多様なニーズに対応した生涯学習講座の開設を行い、生涯学習機会の充実に努めてまいります。

人権教育については、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的な人権同和教育の充実に努め、人権感覚あふれる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

家庭教育や青少年教育については、学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成を推進するとともに、「伊佐さわやかあいさつ運動」を市内の主な事業所に展開し、明るく元気なまちづくりに取り組んでまいります。

図書館については、4つの役割である「支える・役立つ・つなぐ・育むこと」に基づき、人づくりに貢献し成長し続ける図書館となるよう努めてまいります。

文化芸術については、市文化協会や関係団体と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表機会の確保や、活動状況などの情報提供に努めるとともに、多くの市民が身近なところで、幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう、自主文化事業を企画・開催し、文化芸術鑑賞の機会の充実に努めてまいります。

スポーツについては、市スポーツ協会や各関係団体と連携し、競技力向上の推進と合わせて、スポーツに親しむ機会を確保し、健康づくりや体力づくりを地域で支える生涯スポーツの推進を図ってまいります。加えて、スポーツ合宿の誘致により交流人口の増加を図り、地域活性化につなげてまいります。

基本目標4は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしくいきいきとした暮らしを続けることができるよう、就労・就業等の支援や福祉タクシー利用料の一部助成による移動手段の確保及び支援の推進に取り組んでまいります。加えて、介護予防活動の充実や予防サービス体制等の整備を行うことで、社会参加の推進を図るとともに、ともに支え合い暮らすことができるよう、総合相談の支援体制や認知症の方及びその家族に対する支援の充実に努めてまいります。

また、安心・安全に暮らすため、「高齢者等見守り事業」等の生活サービスの充実や「成年後見制度利用支援事業」等の権利擁護の推進と高齢者虐待の防止に対する取組を継続しつつ、住み続けることが可能な地域の実現に向けて、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めながら在宅生活を支えてまいります。さらに、質の高いケアを目指し、事業者との連携や介護人材確保の取組を進めます。

健康的な生活のためには、食事、運動、休養のバランスが重要であり、健康教室等で食の大切さに関する意識向上や、ポイントアップ事業などの継続により、運動する習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行い、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むよう促してまいります。併せて、特定健診や各種検診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療を推進するとともに、保健指導等による生活習慣病の発症や重症化予防のための取組を引き続き実施してまいります。

また、これまでの「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を継続し、健康寿命の延伸を目指す取組を推進します。

さらに、市民が健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組み、地域全体で支援する体制づくりを展開するための計画である「第3次健康いさ 21」について、関係者の皆様のご意見を伺いながら策定してまいります。

地域医療については、関係機関と連携し、診療科の維持及び医療人材確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる医療体制の確保に引き続き取り組んでまいります。

国民健康保険については、被保険者数の減少や、一人当たり医療費の増加等により厳しい運営状況が続いていることから、収納率向上などの収入確保対策の強化や医療費適正化等の取組に努め、併せて国民健康保険税率の改定を行い、事業の安定的な運営を図ってまいります。

身近な地域においては、市民の自助、共助の意識の醸成を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組を継続するとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ協議会などの関係機関と相互に協力しながら、重層的な支援体制の構築を図ってまいります。

障がいのある方については、健やかで自立した生活のためのサポート、地域との交流や就労支援の取組を推進します。加えて、基幹相談支援センターでは、地域課題に対し、専門職による丁寧な相談対応を行ってまいります。

また、生活に困窮している市民に対しては、その状況に応じた対応や自立の助長を行いながら、不安の解消と安心できる暮らしを支援してまいります。

基本目標 5 は、「活力ある産業と賑わいのあるまち」です。

農業については、国県の施策を基本としつつ、伊佐米をはじめ品質の高い農産物の生産を関係機関等と連携しながら推進してまいります。併せて、改正「食料・農業・農村基本法」による国の方針や政策を見極めながら、本市の実情に応じた農業振興に取り組んでまいります。

生産基盤である農地や農道等の農業用施設に関しては、計画的な整備を行うことで生産性の維持・向上を図るとともに、地域における共同作業による適正な維持管理や長寿命化などの取組に対する支援を継続して実施してまいります。

畜産業については、国等の補助事業を活用した施設・設備の整備により経営規模拡大を支援することで、市内飼養頭数の維持に努め、併せて、優良種雌牛の地域内保留により市場価値の高い子牛の生産を推進し、魅力ある地域畜産業の振興に努めてまいります。

また、国内各地で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に関して、畜産農家の防疫対策の徹底を推進しつつ、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組に努めてまいります。

鳥獣被害対策では、猟友会との連携を密にし、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置などにより農林作物の被害防止を図るとともに、ジビエ等の普及啓発にも取り組んでまいります。

環境保全の取組に関しては、家畜排せつ物などの資源リサイクルによる有機肥料の利用を促進し、化学肥料の低減定着により環境にやさしい生産体制の構築に努めてまいります。

林業については、令和7年4月に開校する「かごしま林業大学校」への通学費支援や林業従事者等の雇用拡大の取組など、森林の整備を担う人材の育成・確保を促進します。加えて、森林施業の集約化を図りながら、計画的な間伐や再造林等の森林整備を進め、路網整備や高性能林業機械の導入による安定的な供給体制づくりを推進することで、環境の保全、多様で健全な森林づくりに努めてまいります。

水産業については、川内川の内面の資源保護のため、関係機関と連携し、外来魚駆除や稚アユ等の放流の支援を行い、在来魚の保護に努めてまいります。

商工業については、商工会と連携した創業セミナーや専門家による商品開発、販路開拓、パッケージデザイン等の磨き上げのサポートを継続して実施するとともに、屋台村やもみじバルの民間イベント等への支援を行いながら、地域の活性化を図ってまいります。

また、立地企業や事業所等へのフォローを適時的確に行い、雇用の維持はもちろん、増設等の投資に向けて企業との連携を十分に図るとともに、県の企業立地懇話会等を通して企業誘致の取組を進めてまいります。さらに、ふるさと納税返礼品を通じて市内事業所の活性化を図りつつ、各地のふるさと会やふるさと応援大使などとの連携により、伊佐市ファンの更なる獲得にも努めてまいります。

人材確保については、市内企業を中心とした合同企業説明会や高校生向け企業見学会を継続して開催するとともに、県始良伊佐地域振興局主催による管内企業の合同説明会など、県とも連携して取り組んでまいります。

観光については、市主催の桜まつりウィークや紅葉ライトアップ等に加え、民間事業者が主体の曾木の滝イルミネーション等の既存の集客イベントの充実や、モノづくりとゲストハウスを掛け合わせた体験型観光の促進など、現存の地域資源の有効活用を意識し、地域に財貨を落とす取組を関係団体と連携してまいります。

移住、定住の取組については、首都圏を中心に、自然豊かで住みやすい本市のPRを引き続き行うとともに、空き家・空き店舗バンクの内容充実を図り、移住体験住宅を活用しながら移住希望者の多様なニーズに応えるよう努めてまいります。

基本目標 6 は、「安全、安心な住みよいまち」です。

公共交通については、高齢化、過疎化が進む中、地域基盤としての重要性が高まっています。地域公共交通利便増進実施計画をもとに、さらなる利用促進を図りつつ、引き続き持続可能な交通体系について研鑽を積んでまいります。

また、市内交通事業者と連携し、乗務員の確保や経営状況改善等について継続的な協議を行い、公共交通の供給体制の確保に努めてまいります。

公共インフラについては、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靱化」への対策がますます重要となっています。道路や橋梁、河川環境については、国や県、関係団体と一体となり計画的に必要な補修・整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を引き続き図ってまいります。

環境保全については、全国的な課題となっている適切な管理が行われていない空き家等の対策や合併処理浄化槽への転換の推進に取り組むとともに、ごみ分別の徹底やごみの減量化などについての取組を引き続き推進し、安全で快適に暮らせる良好な生活環境の整備に努めてまいります。

水道事業については、伊佐市水道事業経営戦略に基づき、施設・管路の改築更新や耐震化を進め、公営企業の基本原則を堅持しながら、安全で安心な水の安定供給を図ってまいります。

土地利用については、昨年度に引き続き都市計画マスタープランの策定を進める中で、まちづくりの基本的課題を整理し、具体的なまちづくりの方向性及び将来像、将来都市構造、都市計画の基本的な方針について検討してまいります。

また、農地の合理的な利用を図るため「農業振興地域整備計画」を策定し、農業の健全な発展に資する取組を図ってまいります。

防災対策については、避難訓練等により市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害等の緊急時は、緊急速報メールや SNS、防災行政無線等による多方面からの通知をいち早く行い、また避難所においては簡易ベッドを配備するなど設備の充実を図り、市民の生命や財産を守ることに努めてまいります。

さらに、非常時における救援物資等の備えを継続して行うとともに、避難時に支援が必要な市民の「個別避難計画」の作成を自治会・地域コミュニティ協議会等と連携して進めてまいります。

また、道路交通法の改正に伴い、規定総重量を超える消防車両を運転できない消防団員について、運転免許取得に要する経費の支援を行うなど消防団員の確保や消防団活動の安定的な運営のための支援を行ってまいります。

防犯対策については、近年、多発している特殊詐欺や消費生活に関する被害の防止のための啓発や相談体制の充実に、引き続き努めてまいります。

交通安全対策については、交通安全キャンペーン等を通して、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転に不安を抱える高齢者等の運転免許の自主返納を促す取組の効果検証も行い、交通安全の確保に努めてまいります。

また、ガードレール等の交通安全施設や区画線の整備、通学路の安全対策の強化に計画的に取り組み、安全で安心な暮らしの充実に努めてまいります。

次に、ここまで説明しました事業展開と一体となって取り組む「行財政改革」の概要について、説明申し上げます。

年々、多様化、細分化してきている市民ニーズに対し、機動的な対応をするためには、継続して行財政改革に取り組み、安定的な行政運営を行う必要があります。

官民連携を進めながら、公共施設の効率的な管理運営に努め、社会情勢や行政課題の変化に対応するため、事務事業の見直しや組織機構の見直し等を継続して実施するとともに、地域におけるデジタルデバйд対策の取組を継続しながら、行政手続のオンライン化など自治体 DX に取り組み、市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を進め、持続可能な行政運営に努めてまいります。

3 最後に

鹿児島県が生んだ偉大な成功者である稲盛和夫先生の著書の中に「私たちはいくつになっても夢を語り、明るい未来の姿を描ける人間でありたい。夢を抱けない人に創造や成功がもたらされることはないし、人間的な成長もない。なぜなら、夢を描き、創意工夫を重ね、ひたむきに努力を重ねていくことを通じて、人格が磨かれていくからだ。その意味で、夢や思いというのは人生のジャンプ台といえよう。」とあります。

このことは、人の成長や成功のためだけに当てはまることではなく、行政運営についても同じことが言えます。マイナスな要素だけに着目するのではなく、夢を語り続け、今出来ることに最善を尽くし、失敗を恐れないチャレンジ精神を持ち続けながら、「夢ある伊佐」を実現するために、精力的に前に進んでいきたいと思えます。

改めて市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、令和7年度の施政方針といたします。